

○熱海市建設工事執行規則

平成10年3月31日

規則第2号

改正 平成13年3月23日規則第4号

平成14年5月30日規則第18号

平成19年10月1日規則第21号

平成20年4月1日規則第16号

平成22年3月31日規則第8号

平成25年3月29日規則第8号

平成29年3月27日規則第9号

平成31年3月29日規則第16号

令和2年10月30日規則第33号

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 請負契約（第10条—第17条）

第3章 請負工事の施工（第18条—第42条）

第4章 請負工事の検査及び引渡し並びに支払（第43条—第55条）

第5章 保証の請求及び請負契約の解除（第56条—第60条の4）

第6章 雑則（第61条—第67条）

附則

熱海市建設工事執行規則（昭和57年熱海市規則第2号）の全部を改正する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、熱海市（以下「市」という。）が行う建設工事の執行方法に関し、法令その他別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督員 請負工事について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督を行う職員をいう。
- (2) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規

定する建設工事をいう。

(3) 受注者 工事の請負契約を締結した者をいう。

(平29規則9・一部改正)

(工事の執行方法)

第3条 工事の執行方法は、請負又は直営とし、必要があると認めるときは委託することができる。

2 市長は、工事を請負で執行する場合は、分割し、又は分離して行うことができる。

3 市長は、工事を直営で執行する場合にも、一部を請負に付することができる。

(平29規則9・一部改正)

(直営とする場合)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直営で工事を執行するものとする。

(1) 工事の目的又は性質により、請負に付することを不相当と認めるとき。

(2) 急施を要し、請負に付する暇がないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、その他特に必要があると認めるとき。

(平29規則9・一部改正)

(受注者の資格要件)

第5条 工事の受注者は、市長が別に定める工事に係る競争入札参加者に必要な資格を有する者（以下「有資格者」という。）でなければならない。ただし、市庁舎等の維持若しくは補修のための工事その他市長が特に必要があると認める工事で請負代金の額が100万円に満たないもの、又は工事の性質上有資格者のうちに当該工事を施工することができる者がいない場合における当該工事の受注者については、この限りでない。

(平20規則16・平29規則9・一部改正)

(工事の見積期間)

第6条 市長は、請負契約の方法が随意契約による場合にあつては契約を締結する以前に、入札の方法による場合にあつては入札を行う以前に、次に掲げる見積期間を設けるものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

(1) 工事1件の予定価格が500万円未満の工事については1日以上

(2) 工事1件の予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事については10日以上

(3) 工事1件の予定価格が5,000万円以上の工事については15日以上

2 前項各号に掲げる工事の見積期間には、特に理由がある場合を除き、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日等を除いた期間で、当該各号の期間を確保するものとする。

(平22規則8・旧第7条繰上、平29規則9・一部改正)

(設計付入札)

第7条 市長は、工事の種類又は性質により、必要があると認めるときは、設計付入札に付することができる。

2 前項の場合においては、設計内容及び入札金額により選考のうえ落札人を決定する。

(平22規則8・旧第8条繰上、平29規則9・一部改正)

(入札書及び見積書)

第8条 入札書(様式第1号)又は見積書(様式第2号)は、封筒に入れ、その表面に当該入札書又は見積書が在中している旨を明記した上、入札又は見積りの年月日及び番号、工事名並びに入札者又は見積者の住所、名称及び氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載して提出しなければならない。

(平22規則8・全改・旧第9条繰上)

(関連工事の調整)

第9条 市長は、受注者の施工する工事及び市の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、市長の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(平22規則8・旧第17条繰上、平29規則9・一部改正)

第2章 請負契約

(通則)

第10条 請負契約に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。

2 請負契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

3 請負契約に関して当事者間で用いる計量単位は、設計図書(仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に特別な定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

4 請負契約における期間の計算については、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)に定めるところによる。

5 請負契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

- 6 請負契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的な管轄裁判所とする。
- 7 請負契約に定める催告、請求、通知、報告、指示、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 8 受注者は、請負契約に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(平22規則8・追加、平29規則9・令2規則33・一部改正)

(請負契約の締結)

- 第11条 請負契約は、建設工事請負契約書(様式第3号)又は建設工事請負仮契約書(様式第4号)、熱海市建設工事請負契約約款及び設計図書により、その内容を明らかにして締結しなければならない。ただし、その請負契約に係る請負代金の額が100万円未満のときは、建設工事請書(様式第5号)をもって建設工事請負契約書に代えることができる。
- 2 請負契約の内容を変更する場合には、建設工事変更請負契約書(様式第6号)又は建設工事変更請書(様式第7号)によるものとする。
 - 3 請負契約に関する書類の作成に必要な費用は、受注者の負担とする。
 - 4 第1項に規定する請負契約約款は、市長が別に定める。

(平20規則16・一部改正、平22規則8・旧第18条繰上・一部改正、平29規則9・一部改正)

(契約の保証)

- 第12条 受注者は、請負契約の締結と同時に、次の各号に掲げる保証のいずれかを付さなければならない。ただし、1件の請負代金の額が300万円未満の工事に係る請負契約については、この限りでない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券(熱海市会計規則(平成20年熱海市規則第13号。以下「会計規則」という。)第9条第1項各号に掲げるものに限る。以下単に「有価証券」という。)の提供
 - (3) 請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関(市長が確実と認めるものに限る。)の保証
 - (4) 保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証(請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約を付したのものに限る。)

(5) 公共工事履行保証証券による保証

(6) 市を被保険者とする履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、有価証券の額面金額（会計規則第9条第1項第4号に規定する額面金額にあつては、当該8割に相当する額）、保証金額又は保険金額（以下第4項において「保証の額」と総称する。）は、請負代金の額の100分の10以上の額としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第60条の2第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金の額の変更があつた場合には、保証の額が変更後の請負代金の額の100分の10に達するまで、市長は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。
- 6 受注者は、第1項第3号から第5号までに掲げる保証を付したときにあつては当該保証委託契約の締結後直ちにその保証書等を市長に提出し、同項第6号に掲げる保証を付したときにあつては当該保険契約の締結後直ちにその保険証券を市長に寄託しなければならない。

（平20規則16・一部改正、平22規則8・旧第20条繰上、平29規則9・令2規則33・一部改正）

（権利義務の譲渡等）

第13条 受注者は、請負契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第25条第2項の規定による検査に合格したもの及び第50条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、市長の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者は、請負代金の請求権の譲渡について承諾を得ようとするときは、建設工事請負代金請求権譲渡承諾（変更承諾）申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（平22規則8・旧第21条繰上・一部改正、平29規則9・一部改正）

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第14条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(平13規則4・一部改正、平22規則8・旧第22条繰上、平29規則9・一部改正)

(暴力団関係業者による下請負の禁止等)

第14条の2 受注者は、第58条の2第1項第10号アからオまでのいずれかに該当する者(以下「暴力団関係業者」という。)を下請負人としてはならない。

2 受注者は、その請け負った建設工事に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させてはならない。

3 受注者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、市長は、受注者に対して、当該契約の解除(受注者が当該契約の当事者でない場合において、受注者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。以下この条において同じ。)を求めることができる。

4 前項の規定により市長が受注者に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる受注者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請契約の当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

(平29規則9・追加、令2規則33・一部改正)

(下請負人の通知)

第15条 受注者は、下請負により工事を施工する場合には、下請負人通知書(様式第9号)により、直ちに下請負人の商号又は名称その他必要な事項を市長に通知しなければならない。下請負人に関する事項に変更があったときも、同様とする。

(平22規則8・旧第23条繰上・一部改正、平29規則9・一部改正)

(特許権等の使用)

第16条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等(仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段をいう。以下同じ。)を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市長が、その工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の

明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、市長は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(平22規則8・旧第24条繰上、平29規則9・一部改正)

(共同企業体の特則)

第17条 受注者が共同企業体を結成している場合においては、市長は、請負契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとする。この場合において、市長が共同企業体の代表者に対して行った請負契約に基づく全ての行為は、当該共同企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなす。

2 共同企業体を結成している受注者は、市長に対して行う請負契約に基づく全ての行為を当該共同企業体の代表者を通じて行わなければならない。

(平22規則8・追加、平29規則9・一部改正)

第3章 請負工事の施工

(施工基準)

第18条 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を市長に引き渡さなければならない。

2 施工方法等については、請負約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者が定めるものとする。

(平22規則8・旧第25条繰上、平29規則9・一部改正)

(工事の着手)

第19条 請負工事の着手期日は、特に期日を定めたものを除くほか、請負契約締結の日から10日以内とする。

2 受注者は、工事に着手するときは、市長に工事着手届、兼現場代理人等通知書(様式第10号)を提出しなければならない。

(平22規則8・旧第26条繰上・一部改正、平29規則9・一部改正)

(工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書)

第20条 受注者は、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて工程表(様式第11号)を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、工期が1月未満の工事については、省略することができる。

2 市長は、工程表の内容を直ちに審査し、不相当と認めるときは、受注者に訂正を求めるものとする。

- 3 受注者は、市長から請求があった場合においては、工程表に基づいて、工事工程月報（様式第12号）に工事の進捗の状況を記載して提出しなければならない。
- 4 受注者は、市長から請求があった場合においては、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、市長に提出しなければならない。

（平22規則8・旧第27条繰上・一部改正、平29規則9・一部改正）

（監督員）

第21条 市長は、監督員を定めたときは、工事監督員通知書（様式第13号）によりその氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときもまた同様とする。

2 監督員は、この規則に定めるもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 請負契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。第25条第2項及び第3項において同じ。）

3 市長は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつては、それぞれの監督員の有する権限の内容を受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この規則に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって市長に到達したものとみなす。

6 市長が監督員を置かないときは、この規則に定める監督員の権限は、市長に帰属する。

（平22規則8・旧第28条繰上・一部改正、平29規則9・令2規則33・一部改正）

（現場代理人、主任技術者等）

第22条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めたときは、工事着手届、兼現場代理人等通知書（様式第10号）によりその氏名その他必要な事項を市長に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

- (2) 主任技術者（法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）
- (3) 監理技術者（法第26号第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）
- (4) 監理技術者補佐（法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）
- (5) 専門技術者（法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金の額の変更、請負代金の請求及び受領、第24条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びに請負契約の解除に係る権限を除き、請負契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、市長との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市長に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（平20規則16・一部改正、平22規則8・旧第29条繰上・一部改正、平29規則9・令2規則33・一部改正）

（履行報告）

第23条 受注者は、工事記録簿（様式第14号）に必要な事項を記録し、監督員が請求したときは、これを提示しなければならない。

2 受注者は、前項の規定によるほか、設計図書に定めるところにより、請負契約の履行について市長に報告しなければならない。

（平22規則8・旧第30条繰上・一部改正、平29規則9・一部改正）

（工事関係者に関する措置要求）

第24条 市長は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼務する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 市長又は監督員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事を施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に市長に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、市長に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（平22規則8・旧第31条繰上、平29規則9・令2規則33・一部改正）

（工事材料の品質、検査等）

第25条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査又は市長の指定する検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。
- 6 受注者は、第2項の検査を受けたときは、工事材料検査簿（様式第15号）にその状況を記入し、監督員の検印を受けるものとする。

（平22規則8・旧第32条繰上・一部改正、平29規則9・一部改正）

（監督員の立会い、工事記録の整備等）

第26条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上、調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところにより当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(平20規則16・一部改正、平22規則8・旧第33条繰上、平29規則9・一部改正)

(支給材料及び貸与品)

- 第27条 市長が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。ただし、第20条第1項ただし書の規定により工程表の作成を省略した場合の引渡時期は、市長及び受注者が協議して定めるものとする。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、市長の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに市長に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、市長に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品

質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）等があり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに市長に通知しなければならない。

- 5 市長は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 市長は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 市長は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を市長に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、市長の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（平20規則16・一部改正、平22規則8・旧第34条繰上・一部改正、平29規則9・令2規則33・一部改正）

（工事用地等の確保）

第28条 市長は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、

受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、市長に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、市長は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、市長の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、市長の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、市長が受注者の意見を聴いて定める。

(平22規則8・旧第35条繰上、平29規則9・一部改正)

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第29条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他市長の責めに帰すべき事由によるときは、市長は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第25条第2項又は第26条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(平20規則16・一部改正、平22規則8・旧第36条繰上・一部改正、平29規則9・一部改正)

(条件変更等)

第30条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 設計図書が相互に一致しないこと(設計図書の優先順位が定められている場合を除く。)

- (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 市長は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの市長が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの市長が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの当事者が協議して市長が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、市長は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(平20規則16・一部改正、平22規則8・旧第37条繰上、平29規則9・一部改正)

(設計図書の変更)

第31条 市長は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、市長は、

必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(平20規則16・一部改正、平22規則8・旧第38条繰上、平29規則9・一部改正)

(工事の中止)

第32条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動及びその他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、市長は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 市長は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 市長は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(平20規則16・一部改正、平22規則8・旧第39条繰上、平29規則9・一部改正)

(著しく短い工期の禁止)

第32条の2 市長は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(令2規則33・追加)

(受注者の請求による工期の延長)

第33条 受注者は、天候の不良、第9条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他の受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、市長に対し、工期延長願（様式第16号）及び変更工程表（様式第17号）を提出して、工期の延長を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合において、当該延長が市の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(平22規則8・旧第40条繰上・一部改正、平29規則9・一部改正)

(市長の請求による工期の短縮等)

第34条 市長は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 市長は、前項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(平20規則16・一部改正、平22規則8・旧第41条繰上、平29規則9・令2規則33・一部改正)

(工期の変更方法)

第35条 工期の変更については、当事者が協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議の開始の日については、市長が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、市長が工期の変更事由が生じた日(第33条の場合にあっては、市長が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議の開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議の開始の日を定め市長に通知することができる。

(平22規則8・旧第42条繰上・一部改正、平29規則9・一部改正)

(請負代金の額の変更方法等)

第36条 請負代金の額の変更については、当事者が協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議の開始の日については、市長が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金の額の変更事由が生じた日から7日以内に協議の開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議の開始の日を定め、市長に通知することができる。

3 この規則の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に市長が負担する必要な費用の額については、当事者が協議して定める。

(平20規則16・一部改正、平22規則8・旧第43条繰上、平29規則9・一部

改正)

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金の額の変更)

第37条 市長又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金の額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金の額の変更を請求することができる。

2 市長又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金の額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金の額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金の額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき当事者が協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、市長が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金の額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金の額変更の基準とした日」とする。

5 特別の要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金の額が不相当となったときは、市長又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金の額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金の額が著しく不相当となったときは、市長又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金の額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金の額の変更額については、当事者が協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、市長が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議の開始の日については、市長が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、市長が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議の開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議の開始の日を定め、市長に通知することができる。

(平20規則16・一部改正、平22規則8・旧第44条繰上、平29規則9・一部

改正)

(臨機の措置)

第38条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を直ちに監督員に通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金の額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、市長が負担する。この場合における市長の負担額は、当事者が協議して定める。

(平20規則16・一部改正、平22規則8・旧第45条繰上、平29規則9・一部改正)

(一般的損害)

第39条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第41条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者の負担とする。ただし、その損害(第61条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち市長の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市長が負担する。

(平22規則8・旧第46条繰上・一部改正、平29規則9・一部改正)

(第三者に及ぼした損害)

第40条 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第61条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち、市長の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市長が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤

沈下及び地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、市長がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、当事者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(平22規則8・旧第47条繰上・一部改正、平29規則9・一部改正)

(不可抗力による損害)

第41条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で、当事者のいずれの責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を市長に通知しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第61条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を市長に請求することができる。

- 4 市長は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第25条第2項、第26条第1項若しくは第2項又は第50条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金の額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

- (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より小額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取り片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取り片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金の額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金の額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(平20規則16・一部改正、平22規則8・旧第48条繰上・一部改正、平29規則9・一部改正)

(請負代金の額の変更に代える設計図書の変更)

第42条 市長は、第16条、第27条、第29条から第32条まで、第34条、第37条から第39条まで、前条又は第46条の規定により請負代金の額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金の額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、当事者が協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議の開始の日については、市長が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、市長が同項の請負代金の額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議の開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議の開始の日を定め、市長に通知することができる。

(平20規則16・一部改正、平22規則8・旧第49条繰上・一部改正、平29規則9・一部改正)

第4章 請負工事の検査及び引渡し並びに支払

(検査を行う職員)

第43条 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、熱海市行政組織規則(昭和46年熱海市規則第19号)第4条に規定する工事検査監及び市長の任命する検査員が行う。

(平22規則8・旧第50条繰上、平25規則8・平29規則9・一部改正)

(検査及び引渡し)

第44条 受注者は、工事が完成したときは、速やかに完成届出書(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の完成届出書を受理したときは、その日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 市長が第2項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、工事目的物の引渡しが行われたものとする。

5 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補の上、手直完了届出書(様式第19号)を提出して市長の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(平22規則8・旧第51条繰上・一部改正、平29規則9・一部改正)

(請負代金の支払)

第45条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 市長が、その責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査した日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、前条第2項の期限を経過した日から起算して40日を経過する日において満了したものとみなす。

(平22規則8・旧第52条繰上、平29規則9・一部改正)

(部分使用)

第46条 市長は、第44条第4項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、市長は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなけ

ればならない。

- 3 市長は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(平22規則8・旧第53条繰上・一部改正、平29規則9・一部改正)

(前金払及び中間前金払)

第47条 受注者は、保証事業会社と、工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を市長に寄託して、前払金の支払を市長に請求することができる。ただし、請負代金の額が300万円未満の場合及び前払金を支払う旨特約しない場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

- 3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を市長に寄託して、中間前払金の支払を市長に請求することができる。ただし、第50条第1項の規定による部分払を請求した後においては、中間前払金の支払を請求することはできない。

- 4 前項の規定による請求をしようとする受注者は、市長に対し、あらかじめ、当該建設工事が次に掲げる要件に該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

- 5 市長は、前項の規定による認定の請求を受けたときは、速やかに当該認定の結果を当該受注者に通知しなければならない。

- 6 第2項の規定は、第3項の場合について準用する。

- 7 受注者は、請負代金の額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払

を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第49条までにおいて同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

8 受注者は、請負代金の額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が、減額後の請負代金の額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)を超えるときは、市長に、請負代金の額が減額された日から30日以内に、超過額を返還しなければならない。

9 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、当事者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金の額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知する。

10 市長は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から起算して返還をする日の前日までの期間について、1日につき市長が別に定める利率により算出した遅延利息の支払を請求することができる。

11 前払金の額は請負代金の額に10分の4を乗じて得た金額以内とし、中間前払金の額は請負代金の額に10分の2を乗じて得た金額以内とする。この場合において、当該前払金又は中間前払金の額に1万円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(平20規則16・一部改正、平22規則8・旧第54条繰上、平29規則9・平31規則16・一部改正)

(保証契約の変更)

第48条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を市長に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金の額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに市長に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、市長に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(平20規則16・一部改正、平22規則8・旧第55条繰上、平29規則9・一部改正)

(前払金の使用等)

第49条 受注者は、前払金を当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当

該工事において償却される割合に相当する額に限る。) 、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(平22規則8・旧第56条繰上、平29規則9・一部改正)

(部分払)

第50条 受注者は、工事完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある特殊な工場製品(監督員の検査を要するものにあつては、当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては、設計図書で部分払の対象とすることを指定した工事材料及び工場製品に限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額(万円未満の端数は切り捨てる。)について、次項から第8項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、市長が特に必要があると認めた工事の場合を除き、出来形が第47条第11項に規定する当該工事の請負代金の額に係る前払金額の算出の基礎となる率(前払金を受領した場合は、その率に10分の1を加えた率)以上に達したときでなければすることはできない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、出来形検査申請書(様式第20号)を市長に提出して、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入した工事材料若しくは製造工場等にある特殊な工場製品の確認を市長に請求しなければならない。

3 市長は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、請求書により部分払を請求することができる。この場合においては、市長は、当該請求を受けた日から40日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、当事者が協議して定めるものとし、債務負担行為により一括施工する請負工事で、受注者が前払金の支払を受けている場合には、前払金支出の属する年度の最終部分払の際、前払金を一括精算することができる。ただし、市長が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が

整わない場合には、市長が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 \leq 第1項の請負代金相当額 \times $\left(\left(9 / 10 \right) - \left(\text{前払金額} / \text{請負代金の額} \right) \right)$

7 第1項の規定による部分払の請求回数は、次の各号に掲げる請負代金の額の区分に応じ当該各号に掲げる回数以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、請求回数を増加することができる。

- (1) 請負代金の額100万円以上300万円未満 1回
- (2) 請負代金の額300万円以上1,000万円未満 2回
- (3) 請負代金の額1,000万円以上5,000万円未満 3回
- (4) 請負代金の額5,000万円以上 4回

8 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

(平20規則16・一部改正、平22規則8・旧第57条繰上・一部改正、平29規則9・一部改正)

(部分引渡し)

第51条 工事目的物について、市長が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第44条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第45条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。工事目的物について指定部分がない場合において、工事目的物の一部が完成し、その引渡しについての合意が成立したときについても同様とする。

2 前項の規定により準用される第45条第1項の規定により請求することのできる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算出する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、当事者が協議して定める。ただし、市長が前項の規定により準用される第45条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 $=$ 指定部分に相応する請負代金の額 \times $\left(1 - \left(\text{前払金額} / \text{請負代金の額} \right) \right)$

(平20規則16・一部改正、平22規則8・旧第58条繰上・一部改正、平29規

則9・一部改正)

(第三者による代理受領)

第52条 受注者は、市長の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 市長は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第45条（前条において準用する場合を含む。）又は第50条の規定に基づく支払をしなければならない。

（平22規則8・旧第59条繰上・一部改正、平29規則9・一部改正）

(前払金等の不払に対する受注者の工事中止)

第53条 受注者は、市長が第47条、第50条又は第51条において準用される第45条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払しないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（平20規則16・一部改正、平22規則8・旧第60条繰上・一部改正、平29規則9・一部改正）

(契約不適合責任)

第54条 市長は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市長は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、市長に不相当な負担を課するものでないときは、市長が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、市長が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市長は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求するこ

とができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受け見込みがないことが明らかであるとき。

(令2規則33・全改)

(履行遅滞の場合における損害金等)

第55条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、市長は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金の額から出来形部分に相応する請負代金の額を控除した額につき、第47条第6項の規定の例により算出した額とする。

3 市長の責めに帰すべき事由により、第45条第2項(第51条第1項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、第47条第6項の規定の例により算出した遅延利息の支払を市長に請求することができる。

(平20規則16・一部改正、平22規則8・旧第62条繰上・一部改正、平29規則9・一部改正)

第5章 保証の請求及び請負契約の解除

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第56条 第12条第1項の規定により請負契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第58条第1項各号又は第58条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう、完成請求通知書(様式第21号)により、請求することができる。この場合においては、受注者に対して完成請求通知書(様式第22号)により、通知するものとする。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し、市長が適当と認めた建設業者(以下「代替

履行業者」という。)から、市長に対して、請負契約に基づく次に掲げる受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させるものとする。

- (1) 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
- (2) 工事完成債務
- (3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
- (4) 解除権
- (5) その他請負契約に係る一切の権利及び義務（第40条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 市長は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾するものとする。

4 第1項の規定による市長の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき保証人から保証金が支払われたときには、請負契約に基づいて市長に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生ずる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として消滅するものとする。

（平22規則8・旧第63条繰上・一部改正、平29規則9・令2規則33・一部改正）

（市長の任意解除権）

第57条 市長は、工事が完成するまでの間は、次条第1項又は第58条の2第1項の規定によるもののほか、必要があるときは、請負契約を解除することができる。

2 前項の規定により請負契約を解除しようとするときは請負契約解除通知書（様式第23号）により、受注者に通知するものとする。

3 第1項の規定により請負契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（令2規則33・全改）

（市長の催告による解除権）

第58条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは請負契約を解除することができる。ただし、

その期間を経過したときにおける債務の不履行が当該請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても当該工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第22条第1項第2号から第4号までに掲げる者のいずれをも設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第54条第1項の履行の追完がされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、請負契約に違反したとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除に準用する。

(令2規則33・全改)

(市長の催告によらない解除権)

第58条の2 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。

- (1) 第13条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 請負契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者が請負契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは請負契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 請負契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ請負契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、市長が前条の催告をしても請負契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下

この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(9) 第59条又は第59条の2の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、市長が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 第57条第2項の規定は、前項の規定による解除に準用する。

(令2規則33・全改)

(市長の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第58条の3 第58条第1項各号又は前条第1項各号に定める場合が市長の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市長は、前2条の規定による請負契約の解除をすることができない。

(令2規則33・追加)

(受注者の催告による解除権)

第59条 受注者は、市長が請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(令2規則33・全改)

(受注者の催告によらない解除権)

第59条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。

- (1) 第31条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第32条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過してもなおその中止が解除されないとき。

(令2規則33・追加)

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第59条の3 第59条及び前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による請負契約の解除をすることができない。

(令2規則33・追加)

(解除に伴う措置)

第60条 市長は、請負契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、市長は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第47条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第50条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、請負契約の解除が第58条、第58条の2又は次

条第3項の規定による時にあってはその余剰額に前払金及び中間前払金の支払の日から起算して返還の日の前日までの期間について1日につき市長が別に定める利率により算出した利息を付したものを、第57条、第59条又は第59条の2の規定による時にあってはその余剰額を市長に返還しなければならない。

- 4 受注者は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを市長に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は工事の出来形検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を市長に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、市長に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等を修復若しくは取り片付けを行わないときは、市長は、受注者に代って当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、市長の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、市長の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、請負契約の解除が第58条、第58条の2又は次条第3項の規定によるときは市長が定め、第57条、第59条又は第59条の2の規定によるときは、受注者が市長の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、市長が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後に請負契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については市

長及び受注者が民法の規定に従って協議して決めるものとする。

(平20規則16・一部改正、平22規則8・旧第67条繰上・一部改正、平29規則9・令2規則33・一部改正)

(市長の損害賠償請求等)

第60条の2 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) 工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第58条又は第58条の2の規定により、工事目的物の完成後に請負契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する損害賠償に代えて、受注者は、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として市長の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第58条又は第58条の2の規定により工事目的物の完成前に請負契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者が請負契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が請負契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、市長は請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額

を控除した額につき、遅延日数に応じ、市長が別に定める割合で計算した額を請求するものとする。

- 6 第2項の場合（第58条の2第1項第8号又は第10号の規定により請負契約が解除された場合を除く。）において、第12条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市長は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。

（令2規則33・追加）

（受注者の損害賠償請求等）

第60条の3 受注者は、市長が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が請負契約及び取引上の社会通念に照らして市長の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第59条又は第59条の2の規定により請負契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第45条第2項（第51条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、市長が別に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を市長に請求することができる。

（令2規則33・追加）

（契約不適合責任期間等）

第60条の4 市長は、引き渡された工事目的物に関し、第44条第2項及び第4項（第51条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、請負代金の減額の請求又は請負契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器その他の市長が別に定めるものの契約不適合については、引渡しの時、市長が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等及び当該

請求等の根拠を示して、市長の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行うものとする。

- 4 市長が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、市長が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 市長は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 市長は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 請負契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことができる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市長若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、市長は、当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（令2規則33・追加）

第6章 雑則

（保険等）

第61条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるも

のを含む。以下この条において同じ。)に付きなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれらに代わるものを直ちに市長に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(平22規則8・旧第68条繰上、平29規則9・一部改正)

(賠償金等の徴収)

第62条 受注者がこの規則に基づき賠償金、損害金又は違約金を市長の指定する期間内に支払わないときは、市長は、その支払わない額につき、市長の指定する期間を経過した日から起算して請負代金額支払の日の前日までの期間について、1日につき市長が別に定める利率により算出した利息を付したものと市長の支払うべき請負代金の額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の規定による追徴に関する遅延利息の請求については、第47条第6項の規定の例による。

(平20規則16・一部改正、平22規則8・旧第69条繰上・一部改正、平29規則9・一部改正)

(あっせん又は調停)

第63条 この規則において当事者が協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに市長が定めたものに受注者が不服がある場合その他請負契約に関して当事者間に紛争を生じた場合には、市長及び受注者は、法第25条の規定に基づく静岡県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第24条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により市長が決定を行った後又は市長若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、市長及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(平22規則8・旧第70条繰上・一部改正、平29規則9・令2規則33・一部改正)

(仲裁)

第64条 市長又は受注者は、その一方又は双方が審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会に仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(平22規則8・旧第71条繰上、平29規則9・一部改正)

(工事に関する規定の準用)

第65条 この規則は、請負工事に支給する工事材料の製造請負契約について準用する。この場合において、第11条第1項中「建設工事請負契約書(様式第3号)」とあるのは「製造請負契約書(様式第24号)」と、第44条第1項中「完成届出書(様式第18号)」とあるのは「完了届出書(様式第25号)」と、同条第2項中「14日」とあるのは「10日」と、第45条第2項中「40日」とあるのは「30日」と読み替えるものとする。

2 工事材料の製造請負契約について、入札を行う場合においては、入札者に対し、あらかじめ見本品を提出させることができる。

(平22規則8・旧第72条繰上・一部改正)

(この規則の優先適用)

第66条 同一事項に関し、この規則の規定と熱海市契約規則(平成20年熱海市規則第16号)の規定とが相互に相違する場合は、この規則の規定を優先して適用するものとする。

(平20規則16・一部改正、平22規則8・旧第73条繰上・一部改正)

(補則)

第67条 この規則の実施のための手続その他執行について必要な事項は、市長が別に定める。

(平22規則8・旧第74条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に締結された請負契約に係る工事の執行手続等については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則(平成13年規則第4号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第21号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第16号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年規則第8号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第8号）抄

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第9号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の熱海市建設工事執行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている入札書等は、改正後の熱海市建設工事執行規則の相当する様式により提出された入札書等とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成31年規則第16号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 改正後の熱海市建設工事執行規則の規定は、施行日以後に契約を締結した建設工事について適用し、同日前に締結した建設工事については、なお従前の例による。

附 則（令和2年規則第33号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第10条、第12条、第14条の2、第21条、第27条、第54条及び第56条から第60条の4までの規定は、令和2年4月1日から適用する。

様式第1号(第8条関係)

入 札 書

1 入 札 番 号 第 号

2 工 事 名
(工事材料名)

3 工 事 場 所 熱 海 市
(引渡場所)

上記の工事を、熱海市建設工事競争契約入札心得及び現場説明書等を承諾の上、下記の金額で請け負いたいので、入札します。

入 札 金 額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

年 月 日

熱海市 市長

あて

住 所
入 札 者 商号又は名称
氏 名

印

様式第2号(第8条関係)

見 積 書

1 見 積 番 号 第 号

2 工 事 名
(工事材料名)

3 工 事 場 所 熱 海 市
(引渡場所)

上記の工事を、熱海市建設工事競争契約入札心得及び現場説明書等を承諾の上、下記の金額で請け負いたいので、見積ります。

見 積 金 額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

年 月 日

熱海市 市長

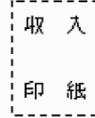
あて

住 所
見 積 者 商号又は名称
氏 名

印

様式第3号(第11条関係)

建設工事請負契約書



- 1 工事名
- 2 工事場所 熱海市 地内
- 3 工期 着手 年 月 日
完成 年 月 日
- 4 工事を施行しない日又は時間帯
- 5 請負代金額 ¥ _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)
- 6 請負代金の支払
前払金額 ¥ _____ 中間前払金額 ¥ _____
部分払回数 _____ 回以内
- 7 契約保証金額 ¥ _____ (約款第4条第1項第 _____ 号該当)
- 8 解体工事に要する費用等

上記の工事について、発注者熱海市と受注者 _____ とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

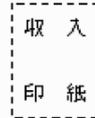
年 月 日

熱海市中央町1番1号
発注者
熱海市 市長 印

住 所
受注者 商号又は名称
氏 名 印

様式第4号(第11条関係)

建設工事請負仮契約書



- 1 工事名
- 2 工事場所 熱海市 地内
- 3 工期 市議会の議決の日の翌日から 年 月 日限
- 4 工事を施行しない日又は時間帯
- 5 請負代金額 ¥ _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥ _____)
- 6 請負代金の支払方法
前払金額 ¥ _____ 中間前払金額 ¥ _____
部分払回数 _____ 回以内
- 7 契約保証金額 ¥ _____ (約款第4条第1項第 _____ 号該当)
- 8 工事内容 別添設計書図面のとおり
- 9 解体工事に要する費用等

上記の請負工事について、発注者熱海市と受注者 _____ とは、おののおの対
等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負仮契約を締結し、信義に従って
誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(昭和39年熱海市条例第6号)第2条の規定による市議会の議決を得たときは、本契約としての
効力を生ずるものとする。

なお、議会の議決を得られなかった場合は、市長は、この仮契約に基づく一切の責任を負
わない。

この仮契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

熱海市中央町1番1号

発注者

熱海市 市長

印

住 所

受注者

商号又は名称

氏 名

印

様式第5号(第11条関係)

建設工事請書

収入
印紙

1 工 事 名

2 工 事 場 所 熱海市 地内

3 工 期 着 手 年 月 日
完 成 年 月 日

4 請 負 代 金 額 ¥ _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥ _____)

5 そ の 他

上記の工事の施工については、熱海市建設工事請負契約約款中受注者に関する規定を遵守し、仕様書、設計書及び図面に基づいて相違なく完成します。

年 月 日

発注者 熱海市 市長

あて

住 所
受注者 商号又は名称
氏 名

印

様式第6号(第11条関係)

建設工事変更請負契約書

収入
印紙

1 工事名

2 工事場所 熱海市

3 変更事項

(1) 請負代金額 ¥ _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)

(2) 工期

(3) 工事内容

(4) 契約保証金額 ¥ _____ (約款第4条第1項第 号該当)

(5) その他

上記のとおり 年 月 日締結した請負契約を変更し、契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保持すること。

年 月 日

熱海市中央町1番1号

発注者

熱海市 市長

印

受注者 住 所

商号又は名称

氏 名

印

様式第7号(第11条関係)

建設工事変更請書

収入
印紙

1 工事名

2 工事場所 熱海市

3 変更事項

(1) 請負代金額 ¥ _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)

(2) 工期

(3) 工事内容

(4) その他

上記のとおり、 年 月 日提出した請書を変更し相違なく完成します。
年 月 日

発注者 熱海市 市長 あて

住所
受注者 商号又は名称
氏 名

印

様式第8号(第13条関係)

建設工事請負代金請求権譲渡
承諾(変更承諾)申請書

工 事 名	
工 事 場 所	熱海市

	当 初 契 約	変更契約による増減	計
契 約 工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	
請 負 代 金 額			
前 払 金 額			
部 分 払 金 額			
譲 渡 債 権 金 額			
債 権 譲 渡 先			

のため、先に締結した建設工事請負契約の履行により生ずる請負代金請求権を、上記のとおり譲渡したいので申請します。

年 月 日

発注者 熱海市 市長

あて

住 所
受注者 商号又は名称
氏 名

印

承諾(変更承諾)申請書

上記の建設工事請負代金請求権の譲渡については、申請書のとおり承諾します。

年 月 日

発注者 熱海市 市長

印

下 請 負 人 通 知 書

1 下請負人に関し通知を求められた工事

(1) 工 事 名

(2) 請負代金額 ￥ _____

(3) 契約年月日 年 月 日

2 下請負人に関する事項

商号又は名称	住 所	下 請 負 契 約			左 の 工 事 に 関 し 受 け て い る 建 設 業 許 可			
		工種	数量	金額	業 種	許 可 年月日	般特別	許 可 番 号
計								

先に通知を求められた下請負人の名称その他必要な事項を上記のとおり通知します。

年 月 日

発注者 熱海市 市長

あて

住 所
受注者 商号又は名称
氏 名

印

様式第10号(第19条、第22条関係)

工事着手届、兼現場代理人等通知書

年 月 日					
発注者 熱海市 市長		あて			
		受注者		印	
		住 所 商号又は名称 氏 名			
次のとおり届けます。					
工 事 名					
工 事 場 所					
契約年月日	年 月 日				
工 期	着手 年 月 日 完成 年 月 日				
請負代金額	¥				
区 分	職 名	氏 名	担 当 工事種類	資 格 区 分	
				建設業法 第7条2号	建設業法 第15条2号
現場代理人					
主任技術者				イロハ	
専任の 主任技術者				イロハ	
監理技術者					イロハ
専任の 監理技術者					イロハ
監理技術者 補 佐				イロハ	イロハ
専門技術者				イロハ	

様式第11号(第20条関係)

工 程 表

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所 熱海市
- 3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日
- 4 現場代理人 氏 名
- 5 主任技術者 氏 名
- 6 工 程 表 別紙のとおり

上記のとおり工程表を提出します。

年 月 日

発注者 熱海市 市長 あて

住 所
受注者 商号又は名称
氏 名

印

工 事 工 程 月 報

1 工 事 名

2 工 事 場 所 熱海市

3 請負代金額 ¥ _____

4 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

(年 月現在)

工 種	工 事 進 捗 度			摘 要
	前月 まで	本月	累計	
	%	%	%	工事進捗停滞理由 等を記入する。

年 月 日

発注者 熱海市 市長 あて

住 所
受注者 商号又は名称
氏 名

印

様式第13号(第21条関係)

工事監督員通知書

工事名称

契約年月日 年 月 日

監督員の氏名

上記のとおり監督員を定めたので、 通知します。

年 月 日

受注者 住 所
商号又は名称
氏 名

発注者 熱海市 市長

様式第14号(第23条関係)

工 事 記 録 簿

工 事 名	
工 事 場 所	熱海市
着 手 年 月 日	
完 成 年 月 日	

年 月 日	天 候	記 録	備 考

備考 1 記録欄には、現場の作業状況又は市監督員の指示若しくは指示事項の処理等について記入してください。

2 備考欄には、指示又は監督を行った市職員名等を記入してください。

変 更 工 程 表

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所 熱海市
- 3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日
- 4 工 程 表 別紙のとおり

上記のとおり変更工程表を提出します。

年 月 日

発注者 熱海市 市長 あて

住 所
受注者 商号又は名称
氏 名 印

備考 工程表の変更した部分は、朱書きしてください。

様式第18号(第44条関係)

完 成 届 出 書

- | | | | | | |
|---|---------|----|-------|---|---|
| 1 | 工 事 名 | | | | |
| 2 | 工 事 場 所 | | | | |
| 3 | 請負代金額 | ¥ | <hr/> | | |
| 4 | 契約年月日 | 年 | 月 | 日 | |
| 5 | 工 期 | 着手 | 年 | 月 | 日 |
| | | 完成 | 年 | 月 | 日 |
| 6 | 完成年月日 | | | | |

上記のとおり完成したので届け出ます。

年 月 日

発注者 熱海市 市長 あて

住 所
受注者 商号又は名称
氏 名

印

出来形検査申請書

1 工事名

2 工事場所 熱海市

3 請負代金額 ¥ _____

4 工期 着手 年 月 日

完成 年 月 日

上記工事について第 回部分払を受けたいので出来形検査を申請します。

年 月 日

発注者 熱海市 市長

あて

住 所
受注者 商号又は名称
氏 名

印

請負契約解除通知書

1 工 事 名

2 工 事 場 所 熱海市

3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 請負代金額 ¥ _____

年 月 日契約を締結した上記工事については、次の理由により 年 月 日契約を解除しました。なお、出来形部分について、市長の検査の結果合格したものは、その部分についての請負代金相当額を支払います。

前払金額(中間前払金) _____ 円のうち出来形に対する支払額 _____ 円を差し引いた _____ 円をすみやかに返納してください。返納に当たっては、前払金の支払の日から返納までの日数に応じ、市長が別に定める利率により計算した金額を利息として納付してください。

理 由

年 月 日

住 所
受注者 商号又は名称
氏 名

発注者 熱海市 市長 印

様式第24号(第65条関係)

製造請負契約書

収入
印紙

- 1 工事材料名
- 2 引渡場所 熱海市
- 3 引渡期日 年 月 日
- 4 請負代金額 ¥ _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)
- 5 請負代金の支払方法
前払金額 ¥ _____ 中間前払金額 ¥ _____
部分払回数 回以内
- 6 契約保証金額 ¥ _____ (約款第4条第1項第 号該当)

上記の材料の製造については、この契約書及び添付の設計図書(仕様書・設計書・図面)に基づいて、請負契約を締結し、契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 熱海市中央町1番1号
熱海市 市長 印

受注者 住 所
商号又は名称
氏 名 印

様式第25号(第65条関係)

完 了 届 出 書

- 1 工 事 材 料 名
- 2 引 渡 場 所 熱海市
- 3 契 約 年 月 日 年 月 日
- 4 引 渡 期 日 年 月 日
- 5 請 負 代 金 額 ¥ _____
- 6 完 了 年 月 日 年 月 日

上記のとおり製造を完了したので届け出ます。

年 月 日

発注者 熱海市 市長 あて

住 所
受注者 商号又は名称
氏 名 印

様式第1号（第8条関係）

（平22規則8・旧第2号様式繰上・一部改正、平29規則9・一部改正）

様式第2号（第8条関係）

（平22規則8・旧第3号様式繰上・一部改正、平29規則9・一部改正）

様式第3号（第11条関係）

（平14規則18・全改、平22規則8・旧第4号様式繰上・一部改正、平29規則9・令2規則33・一部改正）

様式第4号（第11条関係）

（平14規則18・全改、平22規則8・旧第5号様式繰上・一部改正、平29規則9・令2規則33・一部改正）

様式第5号（第11条関係）

（平22規則8・旧第6号様式繰上・一部改正、平29規則9・一部改正）

様式第6号（第11条関係）

（平22規則8・旧第7号様式繰上・一部改正、平29規則9・一部改正）

様式第7号（第11条関係）

（平13・一部改正、平22規則8・旧第8号様式繰上・一部改正、平29規則9・一部改正）

様式第8号（第13条関係）

（平13・一部改正、平22規則8・旧第9号様式繰上・一部改正、平29規則9・一部改正）

様式第9号（第15条関係）

（平13・一部改正、平22規則8・旧第10号様式繰上・一部改正、平29規則9・一部改正）

様式第10号（第19条、第22条関係）

（平13・一部改正、平22規則8・旧第11号様式繰上・一部改正、平29規則9・令2規則33・一部改正）

様式第11号（第20条関係）

（平13・一部改正、平22規則8・旧第12号様式繰上・一部改正、平29規則9・一部改正）

様式第12号（第20条関係）

(平13・一部改正、平22規則8・旧第13号様式繰上・一部改正、平29規則9・一部改正)

様式第13号(第21条関係)

(平22規則8・追加、平29規則9・一部改正)

様式第14号(第23条関係)

(平13・一部改正、平22規則8・旧第14号様式・一部改正)

様式第15号(第25条関係)

(平22規則8・旧第15号様式・一部改正)

様式第16号(第33条関係)

(平13・一部改正、平22規則8・旧第16号様式・一部改正、平29規則9・一部改正)

様式第17号(第33条関係)

(平13・一部改正、平22規則8・旧第17号様式・一部改正、平29規則9・一部改正)

様式第18号(第44条関係)

(平13・一部改正、平22規則8・旧第18号様式・一部改正、平29規則9・一部改正)

様式第19号(第44条関係)

(平13・一部改正、平22規則8・旧第19号様式・一部改正、平29規則9・一部改正)

様式第20号(第50条関係)

(平13・一部改正、平22規則8・旧第20号様式・一部改正、平29規則9・一部改正)

様式第21号(第56条関係)

(平13・一部改正、平22規則8・旧第21号様式・一部改正、平29規則9・一部改正)

様式第22号(第56条関係)

(平13・一部改正、平22規則8・旧第22号様式・一部改正、平29規則9・一部改正)

様式第23号(第57条関係)

(平13・一部改正、平22規則8・旧第23号様式・一部改正、平29規則9・一部改正)

様式第24号(第65条関係)

(平13・一部改正、平22規則8・旧第24号様式・一部改正、平29規則9・一部改正)

様式第25号(第65条関係)

(平13・一部改正、平22規則8・旧第25号様式・一部改正、平29規則9・一部改正)